

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額及び補償基礎額並びに傷病補償年金及び休業補償と他の法令による給付との調整率を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	104,570 円	104,950 円
	随時介護を受けている場合	52,290 円	52,480 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	56,790 円	57,030 円
	随時介護を受けている場合	28,400 円	28,520 円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,003円	7,775円	9,450円	10,703円	11,573円	12,318円
学校薬剤師の補償基礎額	5,068円	6,050円	6,783円	7,950円	8,850円	9,313円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,083円	7,845円	9,490円	10,743円	11,608円	12,350円
学校薬剤師の補償基礎額	5,133円	6,110円	6,815円	7,980円	8,878円	9,340円

(3) 傷病補償年金及び休業補償と他の法令による給付との調整率

附則第3条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第3項の表障害厚生年金等の項中「0.86」を「0.88」に改める。

3 施行時期 公布の日

八教学第 1085 号

平成 28 年 3 月 16 日

八戸市通学区域審議会 様

八戸市教育委員会



島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更について（諮問）

田代小学校及び田代中学校の閉校に伴う島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更について下記のとおり諮問いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

記

現行の島守小学校及び島守中学校の通学区域に、平成 29 年 4 月 1 日から「上番屋、下番屋、相野、古里」を追加する。

平成 28 年 3 月 16 日

八戸市教育委員会 様

八戸市通学区域審議会

会長 北向 幸吉



島守小学校及び島守中学校の通学区域の一部変更について（答申）

平成 28 年 3 月 16 日付け八教学第 1085 号で諮問を受けた標記の件について、
下記のとおり結論を得たので答申いたします。

記

現行の島守小学校及び島守中学校の通学区域に、平成 29 年 4 月 1 日から「上
番屋、下番屋、相野、古里」を追加する。